

次のとおり事後審査方式一般競争入札を行うので、いわき市水道局契約規程（平成3年いわき市水道局管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和3年9月7日

いわき市水道事業管理者  
上 遠 野 裕 之

1 入札に付す事項

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 工 事 名   | 平田町配水管（第124-108号）改良工事 |
| 工 事 場 所 | いわき市平字田町 地内           |
| 工 事 種 類 | 水道施設工事                |
| 工 事 概 要 | φ75 HPPE L=149m       |
| 工 期     | 令和4年3月18日 まで          |

2 入札参加資格

この公告に基づく工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

|                                   |   |        |       |       |       |        |      |        |      |
|-----------------------------------|---|--------|-------|-------|-------|--------|------|--------|------|
| 入札参加形態                            | 単体企業  |        |       |       |       |        |      |        |      |
| 基本要件                              | (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本局の入札参加制限を受けていない者であること。<br>(2) いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年3月26日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。<br>(3) 公告日から入札を執行する日までの間に、いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和59年局内訓第1号。以下「局要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び局要綱に基づく指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。<br>(4) 公告日現在で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入している者（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。  |        |       |       |       |        |      |        |      |
| 地域要件                              | いわき市内に本店を有する者であること。   |        |       |       |       |        |      |        |      |
| 登録工種<br>格付等級<br>建設業許<br>総合評<br>定値 | いわき市水道局建設工事に係る一般競争入札実施要綱（平成7年局内訓第7号）第3条(1)に規定する、令和3年度いわき市入札参加有資格者名簿（いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）第4条第4項に規定する名簿をいう。以下「名簿」という。）及び局要綱第2条に基づく資格審査において次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。<br><table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>工事種類</td> <td>等級別格付</td> <td>建設業許可</td> <td>総合評定値</td> </tr> <tr> <td>水道施設工事</td> <td>A又はB</td> <td>特定又は一般</td> <td>要件なし</td> </tr> </table> | 工事種類   | 等級別格付 | 建設業許可 | 総合評定値 | 水道施設工事 | A又はB | 特定又は一般 | 要件なし |
| 工事種類                              | 等級別格付   | 建設業許可  | 総合評定値 |       |       |        |      |        |      |
| 水道施設工事                            | A又はB  | 特定又は一般 | 要件なし  |       |       |        |      |        |      |
| 技術者要件                             | 業法第26条第1項又は第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、開札日を基準とし、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。<br>また、業法第26条第3項の規定により監理技術者等を専任で配置する必要がある場合には、開札日を基準とし、それ以前に3か月以上継続して雇用している者を配置すること。  |        |       |       |       |        |      |        |      |

3 入札参加手続

本公告に基づく入札に参加するための入札参加手続は要しない。

4 設計図書について

設計図書については、次に示す方法により販売及び貸出しを行うので、入札に参加しようとする者は、いずれかの方法により必ず入手すること。

|           |  |
|-----------|--|
| 販売の期間及び場所 |  |
| 期 間       | 令和3年9月7日（火） から 令和3年9月27日（月） まで<br>※ 販売場所の営業日の営業時間内に限る。 |

|                |   |
|----------------|---|
| 場 所            | (株)いわきコピーセンター<br>住 所：いわき市平字作町3丁目4番地の5<br>連絡先：TEL 0246(24)2371 FAX 0246(22)2638<br>※ 購入希望者は、購入希望時間の3時間前までに設計図書等購入申込書兼購入証明書（第5号様式）により、FAXにて(株)いわきコピーセンターに購入申込みを行うこと。<br>※ 設計図書等購入申込書兼購入証明書（第5号様式）は、市ホームページ（「事業者の方へ」―「入札・契約」―「入札・契約関係様式」―「いわき市水道局入札・契約様式集」内）からダウンロード又は総務課窓口にて入手すること。 |
| 貸出の期間及び場所      |   |
| 期 間            | 令和3年9月7日（火） から 令和3年9月27日（月） まで<br>※ 閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から1月3日）を除く。<br>※ 借り受けた場合の返却期限は次のとおりとする。<br>・ 午前8時30分から正午までの間に借り受けた場合は、当日午後5時まで<br>・ 正午から午後5時までの間に借り受けた場合は、翌日正午まで（翌日が閉庁日の場合は、直後の閉庁日でない日の正午まで）   |
| 場 所            | いわき市水道局総務課（水道局本庁舎3階）<br>※ 貸出希望者は、設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第6号様式）を借受時に持参することとし、借り受けた者はこれを複写することができる。<br>※ 設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第6号様式）は、市ホームページ（「事業者の方へ」―「入札・契約」―「入札・契約関係様式」―「いわき市水道局入札・契約様式集」内）からダウンロード又は総務課窓口にて入手すること。  |
| 設計図書に対する質問     |   |
| 期 間            | 令和3年9月7日（火） から 令和3年9月15日（水） 午後5時まで  |
| 提 出 先          | いわき市水道局工務課<br>FAX 0246(21)4845 又は 電子メールsuido-komu@city.iwaki.lg.jp  |
| 質 問 の 方 法      | 設計図書に関し質問がある場合は、質疑応答書（第7号様式）に質問事項を記載し、提出先に電子メール又はFAXにて提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。<br>※ 質疑応答書（第7号様式）は、市ホームページ（「事業者の方へ」―「入札・契約」―「入札・契約関係様式」―「いわき市水道局入札・契約様式集」内）からダウンロードにて入手すること。   |
| 設計図書に対する質問への回答 |   |
| 回 答 期 日        | 令和3年9月17日（金）  |
| 回 答 の 方 法      | 回答は、回答期日に質問者に電子メール又はFAXにより行う。<br>なお、質問及び回答の内容は、いわき市水道局総務課（水道局本庁舎3階）で閲覧に供するとともに、市ホームページで公表する。  |

## 5 入札日時及び入札参加資格の確認について

|           |  |
|-----------|--|
| 入札の日時及び場所 |  |
| 入 札 方 法   | 郵便入札   |
| 郵 送 方 法   | 一般書留郵便又は簡易書留郵便   |
| 郵 送 開 始 日 | 令和3年9月20日（月）   |
| 到 着 期 限   | 令和3年9月28日（火） 日本郵便株式会社 いわき郵便局必着   |
| 宛 先       | 〒970-8799 日本郵便株式会社 いわき郵便局留 いわき市水道局総務課<br>※ 封筒貼付用の宛名等は、市ホームページ（「事業者の方へ」―「入札・契約」―「一般競争入札情報」―「いわき市水道局一般競争入札情報」内）からダウンロードにて入手し、封筒に貼付して郵送すること。  |
| 郵 送 する 物  | (1) 入札書<br>(2) 設計図書の調達を証明するものとして、次のいずれかの書類の原本又はその写し<br>① 設計図書等購入申込書兼購入証明書（第5号様式）<br>② 設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第6号様式）<br>(3) 「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写し（開札日現在で有効なものをいわき市に提出している場合は免除。）<br>(4) 工事費内訳明細書 |
| 開 札 日 時   | 令和3年9月29日（水） 午後2時00分   |
| 開 札 場 所   | いわき市水道局本庁舎3階 入札室   |

|       |  |
|-------|--|
| 備考    | <p>※ 入札参加者は、定められた方法で入札書を郵送することとし、持参、電送等による入札は認めない。</p> <p>※ 入札書及び工事費内訳明細書は、市ホームページ（「事業者の方へ」―「入札・契約」―「一般競争入札情報」―「いわき市水道局一般競争入札情報」内）からダウンロードしたものを使用すること。</p> <p>※ 郵便入札の条件に反した入札書については無効とする。（入札心得（郵便入札用・工事用）参照）</p> <p>※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> |
| 再度の入札 | <p>※ 初度入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、郵送により、再度の入札を行う。ただし、初度の入札において有効な入札をしていない者、及び、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。</p> <p>※ 再度の入札に参加しようとする者については、定められた期日までに、いわき市水道局総務課宛てに、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送するか、直接持参すること。</p> <p>※ 再度の入札においては、工事費内訳明細書の提出を求めない。</p>  |

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、入札方式等を変更しているため、「いわき市水道局における入札方式等の変更について（お知らせ）」を確認すること。

## 6 契約条項を示す場所及び期間

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 場 所 | いわき市水道局総務課（水道局本庁舎3階）           |
| 期 間 | 令和3年9月7日（火） から 令和3年9月28日（火） まで |

## 7 保証金及び支払条件

|           |  |
|-----------|--|
| 入札保証金     | 免除とする。   |
| 契約保証金     | 請負代金額の10分の1以上の額とする。ただし、契約規程第28条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 |
| 前 金 払     | 契約規程第55条の規定により請負代金額の50%以内の額とする。                                  |
| 中 間 前 金 払 | 契約規程第55条の規定により請負代金額の20%以内の額とする。                                  |
| 部 分 払     | 行わない。  |

8 最低制限価格 この入札には、最低制限価格を設定する。

9 工事費内訳明細書 この入札には、工事費内訳明細書の提出を要する。

10 現場代理人 この工事の契約金額が3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）となった場合は、現場代理人の常駐義務緩和対象工事に該当する。  
ただし、現場代理人の常駐義務の緩和については「（水道局）現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大について（令和2年5月19日）」に示すとおりとする。

11 工事の区分 この工事は、災害復旧・復興工事に該当しない。

12 その他 「いわき市水道局建設工事に係る事後審査方式一般競争入札実施要領」及び「いわき市水道局建設工事に係る郵便入札実施要領」並びに「入札心得（郵便入札用・工事用）」、「工事費内訳明細書の作成に係る留意事項」、「いわき市水道局発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて」及び「郵便入札に関するQ&A」に示すとおりとし、当該要領及び心得は6に示す場所にて閲覧に供する。

13 問い合わせ先 いわき市水道局総務課管財契約係 TEL0246(22)9315